

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項と労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第一項の規定に基づいて、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第四項の規定に基づいて公表します。

令和三年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

労働諸条件の改善及び不利益変更の撤回についての要求に関する件

三 日時

令和三年三月二十九日以降、問題解決に至るまでの期間、連日又は短時間行う

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場

五 概要

同盟罷業及び怠業を含むあらゆる争議行為を行う

別表

労働組合名	執行委員長名	組合員が従事する職場	所在地
全済生会労働組合 合東部地区本部 川口病院支部	小原 明	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五―一
		社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院健診センター	埼玉県川口市西川口五―一―五